

札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌オリンピックミュージアム条例の一部を改正する条例

札幌オリンピックミュージアム条例（平成 11 年条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 中

「	2,300 円	「	2,500 円	
	1,100 円	を	1,200 円	
	910 円		1,000 円	に改める。
	910 円		1,000 円	
	」		」	

(2) 別表 2 中

「	600 円	「	670 円	
	540 円	を	610 円	に改める。
	」		」	

(3) 別表 3 中「テレビ」の次に「その他の動画」を加える。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 3 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表 1 又は別表 2 の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の札幌オリンピックミュージアム条例第 4 条第 1 項の承認に係る使用料又は同日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料及び同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

（理 由）

札幌オリンピックミュージアムの観覧料及び使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定する等のため、本案を提出する。